

※ 処理事項	整理番号	事務所	※ 管理番号	申告区分
申告年月日 年 月 日				
従前の事業種目				
資本金の額又は出資金の額				
資本金等の額				
経理責任者自署押印				

受付印

年 月 日

静岡県 財務事務所長 様

※ 処理事項

解散法人の所在地
(本県中支店等の場合は本店所在地と併記)

(ふりがな)

解散法人の名称

(ふりがな)

清算人自署押印

平成 年 月 日解散の 道 府 県 民 税 の 申告書

事 業 税				道 府 県 民 税									
清算所得金額の総額	⑳	兆	十億	百万	千	円	法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆	十億	百万	千	円
課税標準となる清算所得金額	㉑					000	法人税法第100条の規定による所得税額の控除額	②					
事業税額 (㉑ × 100)	㉒					00	課税標準となる法人税額 ①+②	③					000
既に納付の確定した所得割額						00	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	④					000
平成						00	法人税割額 (③又は④ × 100)	⑤					
平成						00	利子割額の控除額 (控除した金額 ㉒)	⑥					
平成						00	差引法人税割額 ⑤-⑥	⑦					00
計	㉓					00	既に納付の確定した法人税割額						00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した事業税額	㉔					00	一又は引渡し部分						00
この申告により納付すべき事業税額	㉕					00	一又は引渡し部分						00
地 方 法 人 特 別 税				道 府 県 民 税									
課税標準となる事業税額	㉖	兆	十億	百万	千	円	計	⑧					00
地方法人特別税額 (㉖ × 100)	㉗					00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した法人税割額	⑨					00
既に納付の確定した地方人特別税額						00	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 (㉒)	⑩					00
平成						00	この申告により納付すべき法人税割額 ⑦-⑧+⑩	⑪					00
平成						00	算定期間において事務所等を有していた月数	⑫					月
平成						00	円 × ⑫ / 12	⑬	兆	十億	百万	千	円
計	㉘					00	既に納付の確定した当期分の均等割額	⑭					00
この申告書が修正申告である場合は既に納付の確定した地方法人特別税額	㉙					00	この申告により納付すべき均等割額 ⑬-⑭	⑮					00
この申告により納付すべき地方法人特別税額	㉚					00	この申告により納付すべき道府県民税額 ⑪+⑮	⑯					00
解散登記の日		年	月	日			東区別の課税標準額	⑰					000
残余財産確定の日		年	月	日			同上に対する税額 ⑰ × 100	⑱					000
この申告に係る残余財産分配又は引渡しの予定日		年	月	日			市町村分の課税標準額	⑲					000
利関	利子割額 (控除されるべき額)	㉛	兆	十億	百万	千	円	同上に対する税額 ⑲ × 100	⑳				000
子す	控除した金額 (⑤と㉛のうち少ない額)	㉜											
割る	控除することができなかった金額 ㉛-㉜	㉝											
額計	既に還付を請求した利子割額	㉞											
に算	既還付請求利子割額が過大である場合の納付額 ㉛-㉝ (⑩)	㉟											
	法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㊱											
	予納額	㊲	兆	十億	百万	千	円						
	利子割額	㊳											
	還付を受けようとする金融機関及び支払方法									銀行		支店	
	関与税理士署名押印									口座番号 (普通・当座)			
										(電話)			